

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）、
宇治都市計画、綴喜都市計画及び相楽都市計画下水道の変更
並びに宇治田原都市計画下水道の決定
(案)

(京都府決定)

計 画 書

令和 7 年 月

京 都 府

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）、宇治都市計画、綴喜都市計画及び相楽都市計画下水道の変更並びに宇治田原都市計画下水道の決定（京都府決定）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）、宇治都市計画、綴喜都市計画及び相楽都市計画流域下水道の「2. 排水区域」、「3. 下水管渠」並びに「4. その他施設」を次のように変更し、宇治田原都市計画流域下水道を次のように決定する。

1. 下水道の名称

木津川流域下水道

2. 排水区域

接続する下水道	備 考
京都都市計画（京都国際文化観光都市計画）木津川流域関連京都市公共下水道 宇治都市計画木津川流域関連宇治市公共下水道 宇治都市計画木津川流域関連城陽市公共下水道 宇治都市計画木津川流域関連久御山町公共下水道 宇治都市計画木津川流域関連井手町公共下水道 綴喜都市計画木津川流域関連八幡市公共下水道 綴喜都市計画木津川流域関連京田辺市公共下水道 相楽都市計画木津川流域関連木津川市公共下水道 宇治田原都市計画木津川流域関連宇治田原町公共下水道	

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
綴喜幹線	八幡市八幡焼木	京田辺市飯岡権田	
宇治幹線	八幡市八幡源野及び焼木	木津川市山城町椿井西垣内	
向島幹線	久世郡久御山町大字佐古 小字清水	宇治市槇島町落合	
木津川東部 幹線	城陽市奈島十六	綴喜郡宇治田原町大字郷之口 小字向井	
放流渠	八幡市八幡在応寺地先	八幡市八幡一町畑	

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
山城中継ポンプ場	木津川市山城町綺田藪浦	約 0. 0 6 ha
郷之口中継ポンプ場	綴喜郡宇治田原町大字郷之口 小字向井	約 0. 0 8 ha
洛南浄化センター	八幡市八幡焼木、源野、一町畑 及び菰池	約 2 0. 3 ha

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

宇治田原単独公共下水道は、平成 12 年から汚水処理事業を行っており、今後、人口減少による水需要・料金収入の減少や施設の老朽化による更新期の到来による機能維持のための改築費用の増大などにより、下水道経営が厳しい状態となる見込みとなっている。一方、隣接市の都市開発の計画が具体化し、木津川流域下水道の処理区域が宇治田原町付近まで拡大する見込みが高くなったことから、京都府では「京都府水環境構想 2022（令和 4 年度策定）」において、基本方針のひとつである「汚水処理事業の持続・成長（持続可能な事業運営）」に基づく取り組みとして、宇治田原町の流域下水道への編入の可能性の検討を位置付けた。

流域編入により、宇治田原町の維持管理する施設が減少し、下水道事業にかかる経費が削減できるほか、流域下水道構成市町それぞれでも経費の削減ができ、また環境負荷の低減や脱炭素化社会の推進につながる等、複数のメリットが見込まれることから、木津川流域下水道の枠組みに宇治田原町の公共下水道を追加するものである。

具体的には、排水区域に宇治田原町公共下水道、及び下水道管渠並びにその他施設に流域下水道との接続に必要な施設（木津川東部幹線、郷之口中継ポンプ場）を追加する。